

論文式試験問題集〔公法系科目第 1 問〕

【公法系科目】

〔第1問〕（配点：100）

A市立中央公園（以下「本件公園」という。）は、市民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の利用のため、A市が都市公園法に基づいて設置した60メートル四方の広さの市立公園である。A市内に同規模の市立公園はほかに5つあるが、いずれも郊外に位置し、市の中心部にあるのは本件公園のみである。本件公園は繁華街の近くにあり、公園南側に隣接する中央大通りの歩道は、平日・休日の昼夜を問わず多くの人々が通行する。中央大通りを挟んだ反対側の地区（10年前に廃止された県立女子短大の跡地）では再開発が行われ、数棟の超高層住宅と大型商業施設が建設されたため、本件公園一帯のにぎわいは増している。本件公園は、一般市民が随時、無料で利用できる公園であるが、その一部又は全部を独占して使用する場合には、A市立公園管理条例（以下「本件条例」という。後掲【資料】を参照。）第5条第1項の定める市長の許可を得る必要がある。同項所定の許可を得て、在留外国人との共生を進める国際交流団体の活動紹介を内容とする行事のほか、原水爆禁止を訴える趣旨の集会が開催されたことがある。

5年ほど前から、夜間に本件公園内で暴走族が集会を行ったり、未成年者が集まり飲酒をして騒ぐなどの行為が繰り返され、治安上の懸念を理由として夜間における公園の閉鎖を求める多くの陳情があったため、A市議会は本件条例を改正して、本件公園については夜間（午後7時から翌日午前7時まで）の利用を禁止した（本件条例第8条第1項）。条例改正を受けてA市は、本件公園を囲む鉄製の柵（高さ1.5メートル）を設置し、夜間、その出入口を施錠している。ただし、本件条例第8条第2項の許可を得れば、夜間でも本件公園の独占使用をすることは可能であり、市内の愛好者団体による星座鑑賞会や商店街主催の盆踊り等の行事が度々夜間に本件公園で開催されている。

ところで、近年、世界各地の大都市において住宅費高騰が深刻な社会問題になっており、その原因は都市中心部の再開発によって低廉物件の減少等をもたらした地方政府の失政にあるとして、都市中心部の公園や広場で人々が寝袋や段ボールで一夜を過ごす抗議活動が世界各地で行われるようになった。この抗議活動への支持を広げるため、貧困問題に取り組んできた国際NGOが、世界各地の市民に対して、それぞれの現地時間で202*年7月1日午後8時から同月2日午前6時までの間に各都市の中心部でこの抗議活動を行うプロジェクト（以下「本件プロジェクト」という。）を計画し、これへの参加を呼び掛けた。この呼び掛けに対して、世界各地の100以上の都市の市民が直ちに参加を表明した。世界各地の都市での抗議活動がリレーのように継続することになる本件プロジェクトは、世界中で注目されており、日本でも度々報道されていた。A市においても、県立女子短大の跡地利用をめぐることは、市民の間で意見が対立し、その場所で進められた再開発についても現在まで賛否が分かれているところ、再開発の結果としてA市の中心部でも住宅費は高騰しており、市民の間からもそれを問題視する意見が出始めていた。

A市内で各種の市民運動に取り組んできた「市民自治を進める会」（以下「X」という。）は本件プロジェクトへの参加を決定し、その実施場所については、A市中心部にあつて再開発

地区と近接し、夜間でも周辺の通行人が多い本件公園が最も適当であると考えて、本件公園において寝袋や段ボールで一夜を過ごす抗議活動（以下「本件活動」という。）を行うことにした。そこで、同年5月10日、Xは、同年7月1日午後8時から同月2日午前6時までの本件公園の独占使用許可を求めて申請を行った（以下「本件申請」という。）。

Xの運営方針は、大学教授（代表）、弁護士（事務局長）、牧師、僧侶、医師及び市民運動家Bの6人で構成される幹部会で決定しており、本件申請に関わる事務全般を事務局長が担当した。本件活動に参加するのはXの幹部6人とその他の会員のみである（全員で20名程度）。本件活動中、Xとしては会員外の一般市民が公園内に立ち入るのは認めないが、数名の報道関係者が取材のために公園内に立ち入る予定である。本件申請の際、取材を受けたXの事務局長は、「A市の住宅費高騰問題の深刻さを訴えるため、A市の中心部に所在する本件公園内で一夜を過ごすことにした。本件活動は公園南側の中央大通りから容易に見える場所で行う。本件プロジェクトへの連帯を訴えるパネル等を設置してライトで照らす予定である。」と語り、その発言は翌朝の新聞やニュースで報道された。また、Bは、本件申請以降、SNSで本件活動に関する情報を度々発信している。

ところで、Bは、長年、A市を拠点として外国人との共生を進める運動に関わってきたが、全国各地から外国人排斥を訴える様々な団体がA市に集結して集会やデモ行進を行うようになったため、そのような集会等に対してカウンターデモを行う団体Cを組織して、その代表になった。Xの幹部のうちCの活動に関わっているのはBのみである。同年3月1日、外国人排斥デモの参加者とBらのカウンターデモの参加者との間で小競り合いが生じ、双方の参加者がお互いに暴力を振るう事態となり、20人の逮捕者が出た。なお、Bも逮捕されたが不起訴となった。A市内ではその後も、外国人排斥を訴える諸団体とCとの間で小競り合いが何回か繰り返され、警察官が出動して制圧する事態も起きている。

A市の総務部長である甲は、本件活動により管理に支障があると認められること（本件条例第5条第3項第5号）、また、夜間の独占使用を認めるべき特別な理由がないこと（本件条例第8条）から、いずれの根拠においても、本件申請を不許可にできると考えている。ただし、念のため憲法上の問題点について、任期付公務員（法曹資格者）の乙に相談した。甲と乙の間でのやり取りは以下のとおりであった。

甲：本件公園は、都市公園法に基づいてA市が設置した市立公園ですので（本件条例第2条第1号）、地方公共団体が設置した「公の施設」（地方自治法第244条）に該当します。本件公園の設置目的は、近隣住民を中心とする一般市民の自由な随時利用にあります。本件条例第5条所定の市長の許可を得れば、公園の一部又は全部を独占して使用することも可能です。なお、202*年7月1日から同月2日にかけての夜間の独占使用の申請をしているのはXのみで、他団体による申請はありません。

乙：承知しました。A市としては、Xによる本件申請を不許可にしたいとのことですが、その根拠と理由を教えてください。

甲：第一に、管理上の支障を根拠として本件申請を不許可にできると考えます。Xの幹部の一人であるBは、過去に政治的に対立する諸団体の関係者との間で暴力事件を起こしており、

逮捕されたこともある人物です。Bが幹部の一人であるXによる本件活動のための本件公園の独占使用を認めると、対立する諸団体の関係者との間で暴力沙汰になる危険性があります。Bは本件活動についてSNSで度々発信しているので、その可能性は否定できません。また、夜間に行われる長時間の抗議活動なので、管理上の支障の発生を防ぐのに必要な人数の警察官を配備するのも容易ではありません。

乙：なるほど。ただし、管理上の支障を根拠として不許可処分をする場合、関連する判例とそれに対する学説の評価を確認する必要がありますね。

甲：第二に、A市としては、夜間の利用禁止を根拠にして不許可にできるとも考えております。

乙：本件公園は夜間、一般市民の利用が禁止されているとのことですが、本件条例第8条によれば、市長の許可があれば夜間の独占使用も可能とのことですし、過去にも許可した例があるようですね。

甲：はい。星座鑑賞会や盆踊りなど「夜間の独占使用を認めるべき特別な理由」（本件条例第8条第2項）があれば、許可をしてきました。例年10～20件は許可しております。ただし、住宅費高騰問題に関する抗議活動は、本件公園の夜間の独占使用によらずとも、昼間の公園でも行えますし、夜間ならば市立公民館でも行えるので、本件申請については、「夜間の独占使用を認めるべき特別な理由」を認めることはできません。

乙：Xとしては、特定の日時に世界規模で実施が計画されている本件プロジェクトに呼応するためには、本件公園で夜間に本件活動をするのが最適であると考えていることにも留意すべきでしょう。Xに対して特別に夜間の独占使用を認めるべき憲法上の理由があるか否かの検討が必要になりますね。

甲：「夜間の独占使用を認めるべき特別な理由」に関わるもう一つの問題として、夜間の利用は禁止が原則ですので、特定の政治的主張を行うための夜間の独占使用を認めたら、A市の政治的中立性に対する市民の信頼が損なわれる危険性があります。

乙：なるほど。Xの夜間の独占使用を認めると、A市の政治的中立性が損なわれるのではないかという点についても、憲法の観点から検討する必要があります。そこでお尋ねしますが、過去の夜間の独占使用に関して、政治的中立性を理由として抗議等があったケースはあるのでしょうか。

甲：はい。市内の経営者・商店主が組織する「新幹線延長を求める市民の会」から、本件公園で午後7時から午後9時まで無料ビアガーデンを開いて、帰宅途中の市民に新幹線延長の必要性をアピールしたいとの申請があったので、市長が夜間の独占使用を許可したところ、市議会では延長反対派の議員が政治的中立性の観点から問題ではないかと質問しました。市長は「新幹線延長は市長選の際の私の公約であり、A市の基本政策の一つであるから、その御批判は当たらない。」と答弁しました。

乙：最後に確認しますが、本件申請を許可したら、夜間に騒音が出て近隣住民が迷惑するとは考えていないということですね。

甲：世界各地の抗議活動の様子やXの申請内容から判断して、本件活動自体から騒音の問題が生じるとは考えていません。また、許可の際、例えば午後9時以降の静穏確保の厳守を求め

る条件を付すことも可能です（本件条例第8条第2項）。ちなみにXの事務局長は、「そのような条件を付した許可で結構です。」と答えています。

乙：承知しました。それでは、憲法上の論点を精査した上で、改めて私見を申し上げます。

〔設問〕

あなたが検討を依頼された乙であるとして、本件申請について、市長が、①本件条例第5条第3項第5号に規定する管理上の支障があることを根拠として不許可処分をすることが憲法上許されるか、②本件条例第8条第2項に規定する特別な理由がないことを根拠として不許可処分をすることが憲法上許されるか、それぞれについて論じなさい。なお、その際には、参考とすべき判例や自己の見解と異なる立場に言及すること。規定の文言の明確性については、論じる必要はない。

【資料】 A市立公園管理条例（抜粋）

第1条 この条例は、市立公園の設置、管理等について必要な事項を定め、市立公園の健全な発展と利用の適正化を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 市立公園 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園でA市が設置するもの及び同項に規定する都市公園以外の公園又は緑地でA市が設置するものをいう。

二～四 （略）

五 独占使用 市立公園の一部又は全部を独占して使用することをいう。

第5条 独占使用をしようとする者は、市長の許可を得なければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

一 申請者の住所、氏名及び職業

二 （略）

3 次の各号に該当する場合、市長は第1項の許可をすることができない。

一 公衆による市立公園の利用を害すると認められる場合。

二～四 （略）

五 その他市立公園の管理に支障があると認められる場合。

第8条 市立公園のうちA市立中央公園については、夜間（午後7時から翌日午前7時まで）の利用は認めない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、夜間の独占使用を認めるべき特別な理由があるときは、第5条第3項各号に該当する場合を除き、夜間の独占使用を許可することができる。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

3 前項の許可を受けようとする者は、第5条第2項の定める申請書を市長に提出しなければならない。

論文式試験問題集〔公法系科目第2問〕

〔公法系科目〕

〔第2問〕（配点：100〔設問1〕、〔設問2〕、〔設問3〕の配点割合は、20：30：50）

Aは、令和8年1月6日の時点で75歳であり、同日まで子BとC市内で同居していた。当時Aは、判断能力には問題がないものの、両腕の機能に障害があり、要介護状態区分につき要介護3の認定を受け、Bの手助けの下で介護サービス契約を締結し、介護保険法に基づく居宅サービスを利用していた。Bは、約10年間にわたってAを介護していた。

令和7年11月20日、Aは、意識障害の症状が出たため、D病院に緊急搬送された。D病院において、Aに低ナトリウム血症（血液中のナトリウム濃度（血中ナトリウム値）が低下し、重症の場合には意識障害が生じ得る状態）が認められたため、AはそのままD病院に入院した。入院後、Aの血中ナトリウム値は、点滴によって正常値に戻った。同年12月10日、D病院の担当医は、A及びBに対して、Aには尿に塩分が出やすい症状があるものの、普通の食事を摂取していれば問題はなく、Aの低ナトリウム血症は自宅での食事が原因と思われる旨説明した。その際、Bは、Aの健康のために塩分控え目のものを十分食べさせていると発言した。これに対して、上記担当医は、塩分を控えすぎた食事では低ナトリウム血症が生じやすいこと、低栄養の予防が必要であることについて改めて説明した。同月12日、AはD病院を退院して自宅に戻り、同月15日以降、介護保険法に基づく居宅サービスが再開された。

令和7年12月25日、Aを担当する介護支援専門員（ケアマネジャー）がAの自宅を訪問し、Aの様子を確認した。その際、Aは、入院前と変わらず塩分が少ない食事で、時々めまいがすると話していたため、介護支援専門員は、C市高齢者緊急一時保護事業実施要綱（以下「本件要綱」という。）に基づく緊急一時保護事業の利用をAに勧めた。同日、Aは、介護支援専門員の手助けを得て、本件要綱に基づいて一時保護を申請したものの、C市福祉事務所長からは、同申請に対する応答がなかった【時点①】。

令和8年1月5日、Aは、往診を担当する医師（以下「往診医」という。）による血液検査を受けた。翌日、往診医は、Aの血液検査の結果をBに説明し、Aの血中ナトリウム値は昨年11月の緊急搬送時よりは高くなっており、直ちに意識障害が生じる程度ではないものの、正常値よりも低い値となっていること、この傾向が続けば意識障害が再発するおそれがあることを指摘した。そこで、令和8年1月6日、BはAをD病院に連れて行き、AはそのままD病院に入院した。

令和8年1月7日、C市に対して、Aが養護者から十分な食事を与えられない虐待（ネグレクト）を受けていると思われる旨、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）第7条第1項の規定による通報がされた。同日、C市福祉事務所の高齢者福祉担当職員は、往診医から前記令和8年1月5日に実施したAの血液検査の結果の報告を受けた。同担当職員は、Aの自宅での療養が継続した場合には、血中ナトリウム値が低下して意識障害が生じ、Aの生命に重大な危険が発生するおそれがある旨の報告書をC市福祉事務所長に提出した。

令和8年1月8日、C市福祉事務所長は、Aに生命の危険が迫っているとの認識の下で、Aが居宅において常時の介護を受けることが困難であり、自ら介護老人福祉施設等と契約することも

困難であると判断して、老人福祉法第11条第1項第2号に基づき、AをD病院から、C市の設置する特別養護老人ホームE園に入所させる措置（以下「本件入所措置」という。）をした。同日、Bは、本件入所措置が採られたことを知った【時点②】。

令和8年1月23日、C市は、Bに対して、老人福祉法第28条第1項の規定により、本件入所措置に要する費用の一部として、月額5万1800円を徴収することを内容とする負担金額決定の通知書を送付した。

Aは、E園への入所後に適切な食事の提供を受け、体調が回復した。令和8年3月10日、Bは、C市に対して、今後はAに対して適切な居宅介護を実施し、血中ナトリウム値を維持するための栄養指導を受けると約束し、AをE園から退所させてほしいと求めた。翌日、E園の職員がAの意見を聞いたところ、Aは、帰宅すべきか迷っている旨の発言をした。C市は、同月13日、Bに対して、Aが自宅において適切な介護を受けられることが確実であるとはいえないとして、Bの要求を拒否した。

令和8年6月15日、Bは、C市に対して、居宅介護にこだわらず、Aが介護老人福祉施設等に入所することを希望する場合にはこれに協力するつもりであること、また、居宅介護を継続する場合でも定期的にAに血液検査を受けさせ、血中ナトリウム値が低下した場合には直ちに入院又は入所させることを内容とする誓約書を提出し、AをE園から退所させてほしいと求めた。翌日、E園の職員がAの意見を聞いたところ、Aは、帰宅してもよいと考えている旨の発言をした。しかし、その際のAの受け答えはしっかりしたものではなく、発言の内容には一貫性に欠けるところがあった。そこで、C市は、Aが低ナトリウム血症の状態になって以降、徐々にAの認知面における能力低下が見られ、要介護状態が重度になっている可能性があると考え、また、B以外の者がAと介護老人福祉施設等との契約を手助けできる状況にはなっていないことから、Aが自ら介護老人福祉施設等と契約することが困難であるという状況は変わっていないとして、AをE園から退所させなかった。

令和8年7月6日、Bは、本件入所措置が採られたこと及び本件入所措置が解除されないことによって被った負担金相当額の財産的損害の賠償を求める訴訟（以下「本件訴訟」という。）を提起した【時点③】。

C市の隣の市のF市の法務担当職員Gは、Bが本件訴訟を提起したことを知り、F市でも同様の問題が生じる可能性があると考え、弁護士Hの法律事務所を訪問した。以下に示された【法律事務所の会議録】は、令和8年7月15日に、本件についてG、H及び同法律事務所の若手弁護士Iが会議を行った際の記録である。これを踏まえて、弁護士Iの立場に立って、設問に答えなさい。ただし、設問1及び設問2にそれぞれ記載した追加的な事実関係は、別個独立したものである。なお、関係法令の抜粋を【資料1 関係法令】に、本件要綱の抜粋を【資料2 C市高齢者緊急一時保護事業実施要綱（抜粋）】に掲げてあるので、適宜参照しなさい。

〔設問1〕

【時点①】以降、仮にC市福祉事務所長の不応答が続き、AがC市長に対して行政不服審査法に基づく不作為についての審査請求をしたとすると、この審査請求は適法か。「行政庁の不作為」（行政不服審査法第3条）の該当性に絞って検討しなさい。

〔設問２〕

【時点②】において、Bが本件入所措置の取消訴訟を提起した場合、Bに当該取消訴訟の原告適格が認められるか、検討しなさい。

〔設問３〕

【時点②】において本件入所措置の要件が充足されていたか、及び、【時点③】において本件入所措置の解除の要件が充足されているかについて、本件訴訟において、Bはどのような主張をし、C市はどのように反論することが考えられるか、検討しなさい。

【法律事務所の会議録】

職員G：C市のような高齢者虐待をめぐる事案は、本市でも増え始めています。本件訴訟は高齢者の養護者が原告で、C市を被告とする国家賠償請求訴訟ですが、他の紛争形態もあり得るところなので、詳細な検討をお願いしたいと思います。高齢者虐待は、児童虐待の場合と法制度が異なっており、どのように対応すべきか判断に迷うことがあります。児童虐待の場合には、児童福祉法の規定に基づき、入所措置とは別に一時保護を行うことができますが、高齢者虐待防止法はそのような仕組みにはなっていませんね。

弁護士H：そうですね。高齢者虐待防止法第9条第2項は、高齢者を一時的に保護するために、老人福祉法第11条等の、いわゆる福祉の措置を講じるように求めています。老人福祉法第11条等の福祉の措置が、行政上の不服申立てや取消訴訟の対象であることに、実務上の争いはありません。具体的には、措置解除の規定の存在に着目して、措置決定には施設でサービスを受ける地位を設定する法的効果があると考えることが一般的だと思います。また、Aには身体障害があり、要介護認定のうち最も軽度の要介護1から最も重度の要介護5までの中で要介護3の状態なので、老人福祉法第11条第1項第2号の「身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし」という要件を満たしていると考えられます。

弁護士I：Aは、令和7年12月25日の時点（【時点①】）で、本件要綱に基づく緊急一時保護を申請しているようです。この事業は、高齢者虐待があった場合に、一時的に高齢者と家族を分離し、高齢者を特別養護老人ホーム等で保護するもので、多くの市町村では要綱を制定して、一時的に特別養護老人ホーム等に入所できる枠を確保しています。ただ、要綱は法令の委任に基づくものではなく、法的に言えば緊急一時保護も老人福祉法第11条に基づく入所措置の一つです。

職員G：そうすると、Aが申請を行ったとして、これにC市側が応答しなかったとしたら、不作為についての審査請求、さらには不作為の違法確認訴訟や申請型の義務付け訴訟をAが提起することはできないことになるのでしょうか。

弁護士H：入所措置の老人福祉法上の根拠規定である同法第11条が、申請の仕組みを設定していると解釈できるのかが問題となります。要綱の法的性格と、本件要綱にいう「申請」が法令に基づく申請といえるかに注意して、検討してみてください。

弁護士I：分かりました。

職員G：ところで、Bは本件入所措置が採られた令和8年1月8日（【時点②】）にこれを知ったようですが、審査請求も取消訴訟の提起もしていません。Bは本件入所措置の取消訴訟を提起することはできないのでしょうか。

弁護士I：Bは本件入所措置の相手方ではないので、その取消訴訟における原告適格を認めることができるかは、慎重に検討する必要があると思います。この事例では、原告適格を認めるのは、容易ではないと思われます。

弁護士H：そうですね。児童の親権を行う保護者による児童虐待の場合、児童福祉法は、原則として、児童の親権を行う保護者の意に反して同法第27条第1項第3号の措置を採ることができないとしており、同法第28条第1項に該当するときであっても、当該措置を採るた

めには家庭裁判所の承認を得ることを必要としています。それに対して、高齢者の場合には、その子である養護者に、児童の場合の親権に相当するような、親の監護権があるわけではありません。したがって、高齢者の養護者であるBが本件入所措置の法的効果による権利の制限を受けると考えるのは難しいでしょうね。また、高齢者虐待防止法第14条には、養護者に対する支援の規定があるとはいえ、これだけで本件入所措置の取消訴訟に関する養護者の原告適格を認めることは難しいのではないのでしょうか。この点については、児童虐待の場合との比較も含めてI弁護士に検討してもらいましょう。

弁護士I：分かりました。

職員G：そういう事情もあって、令和8年7月6日の時点（【時点③】）で、Bは、本件入所措置を前提とした負担金額決定に基づいて支払った負担金相当額の財産的損害の賠償を求める本件訴訟を提起したのでしょうか。Bは、そもそも本件入所措置の時点（【時点②】）において、措置の要件が満たされていなかったと考えているようです。措置の要件としては、「居宅においてこれを受けることが困難なもの」という要件（困難性要件）のほか、「やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるとき」という要件（補充性要件）が問題になるのではないかと思います。

弁護士H：前者の困難性要件については、少なくとも居宅において高齢者虐待がある場合には、この要件が満たされるといえます。後者の補充性要件については、実務においては、自ら介護老人福祉施設等と入所契約を締結することが困難である場合等を指すと考えられています。高齢者虐待の事例では、こちらの要件も同時に満たされると判断される場合もあるでしょう。ただし、高齢者虐待の事実やそのおそれがなかったとすると、この要件が満たされない可能性もあります。

職員G：Bは、本件訴訟において、本件入所措置を解除しなかったことが違法であるという主張もしています。本件入所措置を解除すべきかについてはどのように判断されるのでしょうか。

弁護士H：本件入所措置の時点（【時点②】）において、困難性要件及び補充性要件が満たされていたとしても、その後の事情の変化により、これらの要件の一つが満たされなくなったときには、本件入所措置を解除すべきかが問題になります。老人福祉法第12条は、措置の解除について規定していますが、これは解除の手続を定めたものにすぎません。入所措置と措置解除のそれぞれの要件を特定し、本件入所措置時点の事実関係と現在までの事実の変化を整理した上で、その法的評価を検討する必要がありますね。

弁護士I：分かりました。検討してみます。

職員G：ありがとうございました。I弁護士、どうぞよろしくお願いいたします。

【資料 1 関係法令】

○ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）（抜粋）

（目的）

第 1 条 この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もつて老人の福祉を図ることを目的とする。

（福祉の措置の実施者）

第 5 条の 4 65 歳以上の者（65 歳未満の者であつて特に必要があると認められるものを含む。以下同じ。）又はその者を現に養護する者（以下「養護者」という。）に対する第 10 条の 4 及び第 11 条の規定による福祉の措置は、その 65 歳以上の者が居住地を有するときは、その居住地の市町村が、居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでないときは、その現在地の市町村が行うものとする。（以下略）

2 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 老人の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 老人の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。

（市町村の福祉事務所）

第 5 条の 5 市町村の設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）は、この法律の施行に関し、主として前条第 2 項各号に掲げる業務を行うものとする。

（居宅における介護等）

第 10 条の 4 市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる。

一～六 （略）

2 （略）

（老人ホームへの入所等）

第 11 条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

一 （略）

- 二 65 歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。

三 （略）

2 （略）

（措置の解除に係る説明等）

第 12 条 市町村長は、第 10 条の 4 又は前条第 1 項の措置を解除しようとするときは、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かななければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつた場合その他

厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

(行政手続法の適用除外)

第12条の2 第10条の4又は第11条第1項の措置を解除する処分については、行政手続法(平成5年法律第88号)第3章(第12条及び第14条を除く。)の規定は、適用しない。

(特別養護老人ホーム)

第20条の5 特別養護老人ホームは、第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする施設とする。

(費用の徴収)

第28条 第10条の4第1項及び第11条の規定による措置に要する費用については、これを支弁した市町村の長は、当該措置に係る者又はその扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 (略)

○ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号) (抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義等)

第2条 この法律において「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等(中略)以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

二 (略)

二 (略)

5、6 (略)

(相談、指導及び助言)

第6条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第7条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2、3 (略)

(通報等を受けた場合の措置)

第9条 (略)

2 市町村又は市町村長は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第10条の4第1項若しくは第11条第1項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第10条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第10条の4第1項第3号又は第11条第1項第1号若しくは第2号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(養護者の支援)

第14条 市町村は、第6条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

○ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抜粋）

第26条 児童相談所長は、第25条第1項の規定による通告を受けた児童、第25条の7第1項第1号若しくは第2項第1号、前条第1号又は少年法（昭和23年法律第168号）第6条の6第1項若しくは第18条第1項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。

二～八 (略)

2 (略)

第27条 都道府県は、前条第1項第1号の規定による報告又は少年法第18条第2項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一、二 (略)

三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

四 (略)

2、3 (略)

4 第1項第3号又は第2項の措置は、児童に親権を行う者(中略)又は未成年後見人があるときは、(中略)その親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これを採ることができない。

5、6 (略)

第28条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第27条第1項第3号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

一 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。

二 (略)

2～8 (略)

【資料2 C市高齢者緊急一時保護事業実施要綱(抜粋)】

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者を介護している家族の疾病、事故等特別な事情により、在宅で日常生活を送ることが困難となった高齢者又は家族等からの虐待により保護を要する高齢者を特別養護老人ホーム等で緊急的に一時保護することにより、高齢者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

(保護の申請)

第8条 対象者又は対象者の家族等(以下「申請者」という。)が保護を申請する場合は、高齢者緊急一時保護事業申請書(以下「申請書」という。)に次の書類を添付し、市長に提出するものとする。

(1) 高齢者緊急一時保護事由書

(2)～(8) (略)

(保護の要否等)

第9条 市長は、保護の申請があつたときは、その内容について審査し、保護する必要があると認めた場合は、施設の長と受入れの協議を行った上で保護の決定を行い、高齢者緊急一時保護決定通知書により申請者に通知するものとする。

(緊急時の取扱い)

第10条 市長は、この事業の利用について緊急を要すると認めるときは、第8条の規定による申

請手続を省略して、この事業の実施をすることができる。（以下略）